

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)	
地域名 (地域内農業集落名)	下中村地区 (下中村集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は65.4歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっているものの、およそ7割が後継者のめどが立っておらず、農業者の高齢化と後継者不足による将来への不安は大きい。また、担い手自体の不足や、地域全体での農機具の不足等により、条件の良い場所でも荒れた農地が増えている。  
急傾斜で法面が広く、草刈等の維持管理の負担が大きいことや、獣害被害の発生、水路の水漏れや詰まりで管理が困難であることなど、営農を継続するうえでの課題が多い。  
地域内では、担い手の確保や、生産性・効率性のために農地を集約していくという意識が乏しい現状がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農等の組織の設置を検討し、機械の共同購入などで個々の負担軽減を図りながら、地域全体で農地を守る。  
オペレーターを地域全体でグループ化して、統一した時間単価を設定し、派遣してもらうような体制づくりを検討する。  
作業に係る協力人員は、ボランティア等を含め広く確保していく。  
農地の集約化と、農地の条件に合わせた収益の多い作物の栽培・販売先確保などを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字三田(下中村集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内での話し合いを継続し、集約化に向けた農地提供意識のとりまとめと、集約農地の営農受託者の選定を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内での話し合いを継続し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる事業者があれば検討する。

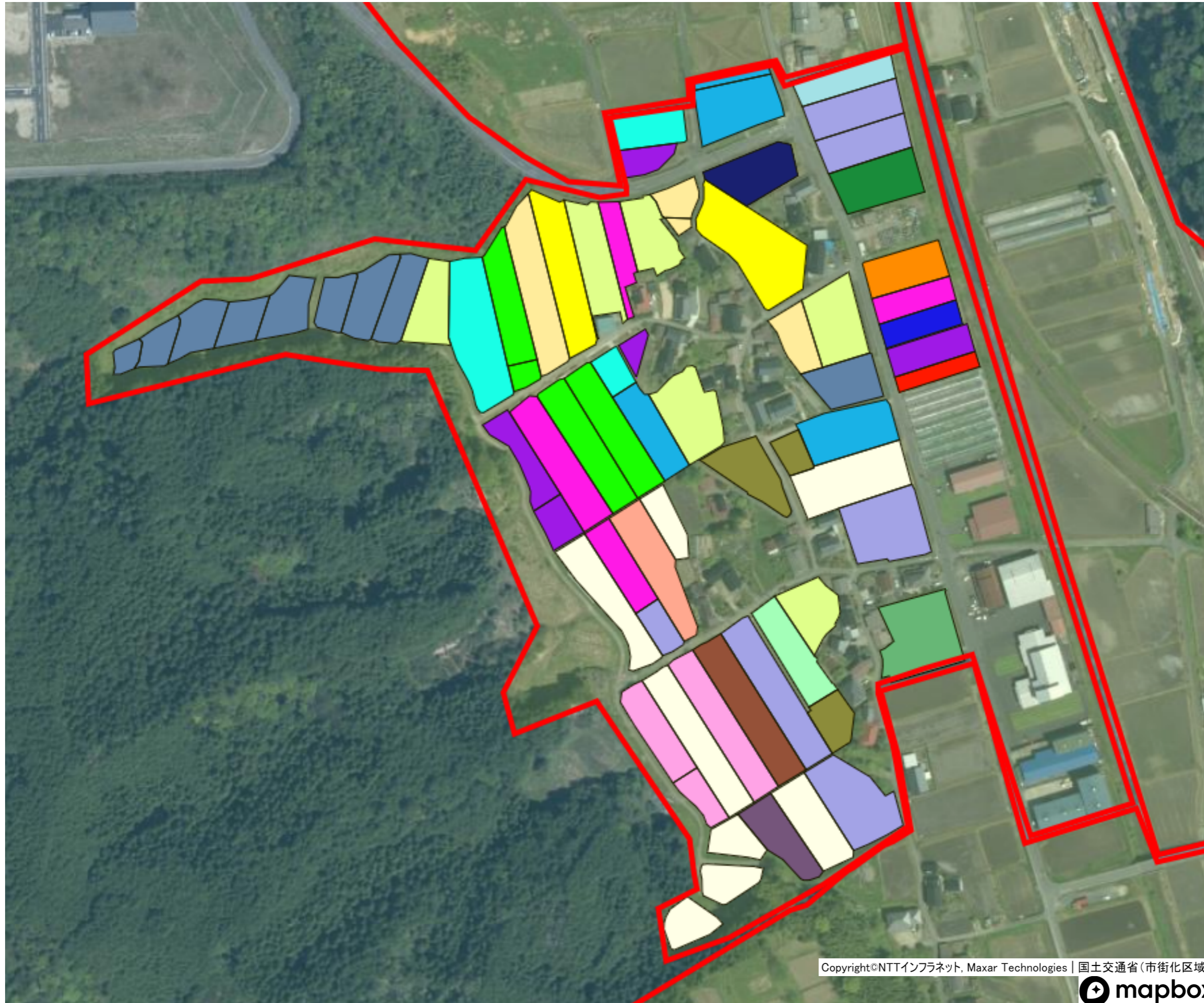
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

# 下中村地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- P
- Q
- R
- S
- T
- U
- V
- W
- 検討中農地